



令和2年4月15日

総務大臣

高市 早苗 様

一般社団法人 公立大学協会
会長 鬼頭 宏



緊急事態宣言の発令に対する大学業務遂行にかかる支援について

新型コロナウイルス感染症の全国的な広がりを踏まえ、4月7日、政府からは法に基づく緊急事態宣言が発出されました。さらに、感染拡大防止のため、緊急事態宣言発出地域に限らず、公立大学に対し、テレワーク等を行うよう強い要請が行われております。

こうした要請への対応により、各公立大学においてもテレワークで対応が困難な業務の遂行に関し、重大な制約が生じています。

総務省におかれましては、大学関係者の安全を考慮し、緊急的な措置として、下記の配慮を行っていただきますよう、強く要望を申し上げます。

記

- 信頼ある業務実績報告書等の作成に十分な時間を確保できるよう、業務実績報告書等の設立団体の長への提出期限について延長を可能とする対応及び設立団体への通知

- 信頼ある財務諸表等を作成するため決算業務に十分な時間を確保できるよう、財務諸表等の設立団体の長への提出期限について延長を可能とする対応及び設立団体への通知

以上